別表4 環境安全性に係る製造等の管理方法

別表4 境境安全性に係る製造等の管理万法 			対象となる試験の種類				
		目	使用する再生資源 等 に よ る 区 分				タンクリーチング
				溶出量基準I群	溶出量基準Ⅱ群	含有量基準群	試験
	品		* スラグとは、鉄鋼スラグ、下		<b>単へ</b> の	 D報告日	百八河大
	HH	-	水汚泥溶融スラグ及び一般廃				
			棄物溶融スラグをいう。	建設汚泥使用製	4月30日、10月31 品は、1月31日、4月3		1月31日、4月30日、 7月31日及び10月31日
				10月31日			7月31日及610月31日
	   再生加熱	アスファルト	アスファルトコンクリート塊				
1	混合物	7 7 7 7 7 7 1 1	のみ使用		-		
	720 1175		スラグを使用する場合		0	〇(シアンを除く)	
2			コンクリート塊及びアスファ				
			ルトコンクリート塊のみ使用		-		
			スラグを使用する場合		0	〇(シアンを除く)	
			フライアッシュを造粒固化さ		0	〇(シアンを除く)	
		を含有した	せたもの			<b>〇</b> (7) 2 EM(7)	
	路盤材		建設汚泥(火山灰質土を含	⊚ <sup>注2)</sup>		<b>©</b>	
			まない)を使用する場合	•		•	
			建設汚泥(火山灰質土を含	◎ <sup>注2)</sup>		<b>©</b>	<b>©</b>
			む。)を使用する場合	•			•
			上記以外		0		
3	再生資源を含有した コンクリート		コンクリート塊のみ使用				
			鉄鋼スラグを使用する場合		0	〇(シアンを除く)	
	1- //	•	上記以外		0		
4	  再生コン?	<b>クリート</b>	コンクリート塊のみ使用				
	二次製品		スラグを使用する場合		0	〇(シアンを除く)	
			上記以外		0		
			コンクリート塊のみ使用				
5		を含有した	スラグを使用する場合		0	〇(シアンを除く)	
ľ	舗装用ブ	ロック	上水汚泥を使用する場合	0			
			上記以外		0		
			溶出の可能性がある物質を	◎(溶出の可能			
6	再生塩化ビニル管・継手		含む場合	性のある物質)			
			上記以外				
	建設汚泥改良土		建設汚泥(火山灰質土を含	◎ <sup>注2)</sup>		<b>©</b>	<b>©</b>
7			む。)を使用する場合			9	•
			上記以外	◎ <sup>注2)</sup>		0	
				普通肥料の公的	規格(別表5参照	(では、含する)について、含す	有量は1回/3月以
		普通肥料					1回/月以上実施
8	土壌改			し、4月30日及び	<u> </u>	に報告	
ľ	良材	グラウンド舗装 用土壌改良材					
				0		0	
		//I-XVX					
	再生資源を含有した タイル 再生木質ボード 再生資源を含有した 建築用仕上材(断熱材)		コンクリート塊のみ使用				
9			スラグを使用する場合		•	●(シアンを除く)	
			上記以外		•		
10			未利用木材のみ使用				
Ľ			上記以外		•		
11			未利用木材のみ使用				
Ľ	I運染用仕	-	上記以外		A 1411		
$\mathbf{H}$	7		-	L IIC A E741 (DO	3(安全性)につ	ハて、1回/6月以	人上実施し、4月30
		木材・プラスチッ					
		木材・プラスチッ ク再生複合材		日及び10月31			
	土木建	ク再生複合材	溶出の可能性がある物質を	日及び10月31			
12	土木建		含む場合	日及び10月31			
12	土木建 築用プラ スチック	ク再生複合材 袋型根固め用	含む場合 上記以外	日及び10月31	日までに報告		
12	土木建	ク再生複合材 袋型根固め用	含む場合 上記以外 廃プラスチック類	日及び10月31 ◎(溶出の可能 性のある物質)			
12	土木建 築用プラ スチック	ク再生複合材 袋型根固め用 袋材	含む場合 上記以外 廃プラスチック類 溶出の可能性がある物質を	日及び10月31 ◎(溶出の可能性のある物質) ◎(溶出の可能	日までに報告		
12	土木建 築用プラ スチック	ク再生複合材 袋型根固め用袋材 再生プラスチッ	含む場合 上記以外 廃プラスチック類 溶出の可能性がある物質を 含む場合	日及び10月31 ②(溶出の可能性のある物質) (溶出の可能性のある物質)	日までに報告		
12	土木建 築用プラ スチック	ク再生複合材 袋型根固め用袋材 再生プラスチッ	含む場合上記以外廃プラスチック類溶出の可能性がある物質を含む場合コンクリート塊を使用する場	日及び10月31 ◎(溶出の可能性のある物質) ◎(溶出の可能性のある物質) ◎(溶出の可能性のある物質) ◎(六価クロム	日までに報告		
12	土木建 築用プラ スチック	ク再生複合材 袋型根固め用袋材 再生プラスチッ	含む場合 上記以外 廃プラスチック類 溶出の可能性がある物質を 含む場合 コンクリート塊を使用する場 合	日及び10月31 ②(溶出の可能性のある物質) (溶出の可能性のある物質)	日までに報告		
	土木建 築用プラ スチック	ク再生複合材 袋型根固め用袋材 再生プラスチック車止め	含む場合上記以外廃プラスチック類溶出の可能性がある物質を含む場合コンクリート塊を使用する場合スラグを使用する場合	日及び10月31 ◎(溶出の可能性のある物質) ◎(溶出の可能性のある物質) ◎(溶出の可能性のある物質) ◎(六価クロム	日までに報告	〇(シアンを除く)	
	土木建 築用プラ スチック 資材	ク再生複合材 袋型根固め用袋材 再生プラスチック車止め	含む場合 上記以外 廃プラスチック類 溶出の可能性がある物質を含む場合 コンクリート塊を使用する場合 スラグを使用する場合 アスファルトコンクリート塊	日及び10月31 ◎(溶出の可能性のある物質) ◎(溶出の可能性のある物質) ◎(溶出の可能性のある物質) ◎(六価クロム	日までに報告		
	土木建 築用プラ スチック 資材	ク再生複合材 袋型根固め用袋材 再生プラスチック車止め	含む場合上記以外廃プラスチック類溶出の可能性がある物質を含む場合コンクリート塊を使用する場合スラグを使用する場合	日及び10月31 ◎(溶出の可能性のある物質) ◎(溶出の可能性のある物質) ◎(溶出の可能性のある物質) ◎(六価クロム	日までに報告		

		使用する再生資源 等による区分 *スラグとは、鉄鋼スラグ、下 水汚泥溶融スラグ及び一般廃 棄物溶融スラグをいう。	対象となる試験の種類				
			溶出量基準Ⅰ群	溶出量基準Ⅱ群		タンクリーチング 試験	
	品目		県への報告日				
			建設汚泥使用製品 10月31日	1月31日、4月30日、 7月31日及び10月31日			
1./	地盤改良用固化材	鉄鋼スラグのみ使用		0	〇(シアンを除く)		
14	地面以及用凹化例	上記以外	0		〇(シアンを除く)		
15	再生資源を含有した	未利用木材のみ使用					
	外装材	上記以外		•			
		アスファルトコンクリート塊 及び砕石微粉末のみ使用					
		コンクリート塊を使用する場合	◎(六価クロム のみ)				
16	再生土砂	セメント又はセメント系固化 材を使用する場合	◎(六価クロム のみ)				
		焼成発泡した廃ガラス		0	0		
		石炭灰(クリンカアッシュ)		0	〇(シアンを除く)		

- ※別表4に掲げる物質以外の溶出、含有が懸念される場合は、懸念される物質が基準に適合していることを確認すること。
- 〇:製品又は再生資源に係る試験(溶出量基準に係る試験は1回/月以上、含有量基準に係る試験は1回/3月以上の頻度で確認)
- ●:製品又は再生資源に係る試験(溶出量基準及び含有量基準に係る試験は1回/6月以上の頻度で確認)
- ◎:製品に係る試験(溶出量基準に係る試験は1回/月以上、含有量基準に係る試験は1回/3月以上の頻度で確認)
- 注1)更新認定をした製品は、10月31日の報告を4月30日にまとめて報告することができる。
- 注2) セメント又はセメント系固化材を使用した場合は、六価クロムについては、溶出量基準 I 群として実施する1月に 1回か、または製品1,000m<sup>3</sup>を製造するごとに1回かのいずれか短い期間ごとに確認を行うこと。

- ◆緩和規定(ただし、申請書の製造等の管理計画の欄にその根拠と実施計画の記載が必要)
  - 1 溶出量基準 II 群の物質以外の物質の溶出のおそれがないときは、溶出量基準 I 群の物質に係る6月に1回の確認を除いて、溶出量基準 II 群の物質に係る確認に替えることができる。
  - 2 溶出量基準 II 群の物質以外の物質で溶出の可能性のある物質が特定できるときは、溶出量基準 I 群の物質に係る6月に 1回の確認を除いて、溶出量基準 II 群の物質及び当該物質に係る確認に替えることができる。
  - 3 建設汚泥を再生資源として使用した認定リサイクル製品については、受入時に再生資源となる建設汚泥の発生場所ごとに 溶出量基準 I 群の物質に係る環境安全性の確認を行い、要綱や要領を遵守して製品の管理をし、及び要綱第8条に定め る認定の更新を受けている場合において、1、2の緩和規定を適用することができる。
  - 4 鉄鋼スラグを再生資源として使用した認定リサイクル製品については、含有量基準群の物質に係る確認を、下表の物質に係る確認に替えることができる。
  - 5 確認の実施頻度は、当該認定リサイクル製品の製造等の量100m<sup>3</sup>当たり1回とすることができる。この場合においても、確認実施頻度は、6月に1回を下回ることができない。
  - 6 木材のみ(樹脂により加工された木材を除く。)を原料として使用した認定リサイクル製品については、環境安全性に係る基準への適合状況の確認を省略することができる。
  - 7 供給者等を再生資源供給証明書により明らかにしている再生資源を使用する製品については、過去3年間の環境安全性に係る基準への適合状況から溶出又は含有のおそれがないと判断できる物質の確認頻度を、6月に1回とすることができる。

## 環境安全性に係る試験項目及び基準値

項目	溶出量基準Ⅰ群	溶出量基準Ⅱ群	含有量基準群	環境庁告示第46号 に基づく溶出量基準	環境省告示第19号 に基づく含有量基準
カドミウム	0	0	0	0.003mg/L以下	150mg/kg以下
六価クロム	0	0	0	0.05mg/L以下	250mg/kg以下
シマジン	0			0.003mg/L以下	
シアン	0		0	検出されないこと	50mg/kg以下(遊離シアン)
5 チオベンカルブ	0			0.02mg/L以下	
四塩化炭素	0			0.002mg/L以下	
<sup>7</sup> クロロエチレン	0			0.002mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン	0			0.004mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン	0			0.1mg/L以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0			0.04mg/L以下	
1,3-ジクロロプロペン	0			0.002mg/L以下	
ジクロロメタン	0			0.02mg/L以下	
総水銀	0	0	0	0.0005mg/L以下	15mg/kg以下
セレン	0	0	0	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
テトラクロロエチレン	0			0.01mg/L以下	
チウラム	0			0.006mg/L以下	
1,1,1-トリクロロエタン	0			1mg/L以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0			0.006mg/L以下	
トリクロロエチレン	0			0.01mg/L以下	
鉛	0	0	0	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
砒素	0	0	0	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
ふっ素	0	0	0	0.8mg/L以下	4,000mg/kg以下
ベンゼン	0			0.01mg/L以下	
ほう素	0	0	0	1mg/L以下	4,000mg/kg以下
1,4-ジオキサン	0			0.05mg/L以下	
ポリ塩化ビフェニル	0			検出されないこと	
有機リン	0			検出されないこと	

溶出量基準 I 群:環境基本法第16条第1項に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」(平成3年環境庁告示第46号)(農用地、米及びアルキル水銀に係る基準を除く。) 溶出量基準 I 群:溶出量基準 I 群のうち上表の項目に係る基準

含有量基準群:土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第2項に定める基準

鉄鋼スラグを使用した認定製品の含有量基準群に係る緩和規定

	緩和規定				
項目	再生加熱アスファルト混合物 再生資源を含有した路盤材 埋戻用再生砂 地盤改良用固化材	再生資源を含有したコンクリート 再生コンクリートニ次製品 インターロッキングブロック 再生資源を含有したタイル			
カドミウム					
六価クロム	0				
総水銀					
セレン	0	0			
鉛	0				
砒素					
ふっ素	0	0			
ほう素	0	0			